

□容積率, 建蔽率, 高さ制限の概要(法第52条, 法第53条, 法第53条の2, 法第54条, 法第56条, 法第56条の2)

用途地域別 制限の種類		第1種低層 住居専用		第1種中高層 住居専用		第2種中高層 住居専用	第1種住居 第2種住居 準住居	近隣商業	商業				準工業 工業 工業専用 無指定
		容積率	一般の敷地	$\frac{6}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{10}{10}$	$\frac{15}{10}$	$\frac{20}{10}$		$\frac{30}{10}$	$\frac{40}{10}$	$\frac{50}{10}$	$\frac{60}{10}$
	前面道路の幅員が 12m未満	上記の割合以下でかつ前面道路の幅員×4/10						上記の割合以下でかつ前面道路の幅員×6/10					
建蔽率	都市計画で 定められた割合	$\frac{4}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{6}{10}$				$\frac{8}{10}$			$\frac{6}{10}$	$\frac{7}{10}$	
敷地面積の最低限度		制限なし											
外壁の後退距離		制限なし											
高さ 制限	絶対高さの限度	10m		制限なし(高度地区は28m)									
	道路斜線(勾配)	1.25						1.5					
	隣地斜線	加える高さ	適用なし			20m		31m					
		勾配	適用なし			1.25		2.5					
	北側斜線	加える高さ	5m		適用なし								
勾配		1.25		適用なし									
日影 規制	制限を受ける 建築物	軒の高さが7mを超える 又は 地階を除く階数3以上		高さが10mを超える			※高さが10mを超える建築物で住居系地域に 日影を生じさせるものは対象になります。						
	平均地盤面 からの高さ	1.5m		4m		4m		日影を生じさせることになる住居系地域の数値					
	5mを超え10m以内の 範囲における日影時間	4時間		4時間		5時間		同上					
	10mを超える範囲における 日影時間	2.5時間		2.5時間		3時間		同上					

※地区計画や建築協定等により, 別途基準が定められている場合があります。

高知市役所 都市建設部 建築指導課

TEL 088-823-9470

FAX 088-823-9454